

## 四国中央市公告第 97 号

## 特定空家等の除却について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、その所有者等を確知することができないので、同法第 14 条第 10 項の規定により、下記のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 23 日

四国中央市長 篠原 実

## 記

1 特定空家等の所在地	四国中央市土居町蕪崎 2626 番 3
2 特定空家等の構造及び現況	木造瓦葺平家建 
3 所有者等に命ずる措置	所有者又は管理者に対し、平成 30 年 12 月 8 日までに除却するよう命ずる。 同日までに除却されない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が除却する。